

[HOME](#) > [行政情報](#) > [経済環境課](#) > [お知らせ](#)

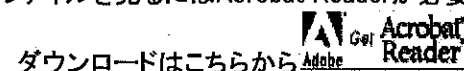
全国に先駆け、地下水の水質保全を重点においた残土条例がスタート！！

【問合せ先】
山武町経済環境課
TEL: 0475-89-3636
FAX: 0475-89-1711
E-mail: keizaikankyo@town.sambu.chiba.jp

平成15年2月1日から施行

11月の町臨時議会で「山武町残土の埋立てによる地下水の水質の汚濁の防止に関する条例」が可決されました。この条例はPDF形式(31KB)で閲覧できます。

PDFファイルを見るにはAcrobat Readerが必要です。



この条例は、山武町民が飲用水を全て地下水に依存しているため、町民の健康を保護する上で地下水の水質の保全が不可欠です。そこで、残土の埋立て規制や地下水保全協定に関し必要な事項を定めることにより、地下水の水質を保全し、あわせて災害の発生を未然に防止することを目的としています。

～ 主な内容 ～

【適用範囲】

全ての残土埋立て行為について、この条例が適用されます。特に300平方メートル以上の残土埋立事業は町長の許可が必要になります。

【安全基準】

残土の安全基準は、環境省の環境基準を適用します。なお、分析にあたっては、残土の石灰処理や酸性雨を考慮した状況で分析する予定です。

【汚染残土による埋立ての禁止】

何人も、安全基準に適合しない残土を使用して埋立てを行ってはなりません。安全基準を超えた残土で埋立てを行った場合は、是正命令等の段階を踏まないで直接罰扱いとなり、2年以下の懲役又は百万円以下の罰金となります。

【土地所有者等の責任】

残土の埋立てに土地を提供する土地所有者等には、土壤の安全確認及び汚染のおそれある場合は必要な措置を取ることを義務付けました。

残土の埋立てを行っている者が安全基準違反等を行った場合、土地所有者等へも埋立て残土の撤去の命令ができます。この命令に従わない場合は、1年以下の懲役又は百万円以下の罰金となります。

【許可の申請】

許可の申請にあたっては、住所、名称、事業区域・面積、運搬経路証明等に加え、土地所有者等の同意について書面を持って得ることが必要になります。

土地所有者等には、埋立て事業計画を十分承知した上で同意することを義務付けています。

【地下水保全協定制度】

地域住民における地下水の水質を保全しようとする合意形成に基づく住民独自の取り組みに対して、町が全面的に支援するために地下水保全協定という制度を設けました。

一定規模の地区の土地所有者等が地下水の水質保全を図るため、地下水の水質保全に関する協定を締結した場合、町長がその協定を認可・公告し、その効力(第三者効力)を担保します。この公告を受けた協定は、残土埋立事業の許可基準に追加され、その追加後の許可基準によって町長は許可・不許可の判断をすることになります。



財団法人 鳥取県建設技術センター
明日の資源を大切に使うために

建設資源課



1. 建設残土の安全な処理と有効な活用

1. 建設残土の安全な処理と有効な活用

道路や河川、下水道等を整備する建設工事によって発生する土石等は、極力他の工事の盛土などに使うようにしていますが、最終的には再利用できない土石等は建設残土としてどこかで処分しなければなりません。

2. 残土処分場で扱う建設残土とは

この建設残土を無秩序に谷間や農地などに堆積することになると、土石流による災害を起こしたり、また景観を損ねたりすることになりかねません。

そこで、(財)鳥取県建設技術センター／建設資源課では、災害や環境に配慮した残土処分場を設けて建設残土を受け入れるとともにその中で再利用のできる土石はストックし再利用にまわすこととしています。

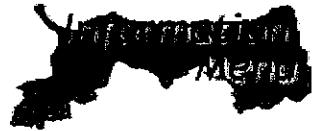
3. 建設残土処分場の所在地

また、残土処分場として盛土したあとの広く平坦な土地は、農地や工場用地に使用されています。



4. 残土処分場を利用するには

5. 処分場設置と



4. 残土処分場を利用するには

1. 建設残土の
安全な処理と
有効な活用

鳥取県や市町村などが発注する工事から発生する残土の処理は、(財)鳥取県建設技術センター／建設資源課が管理する処分場をご利用ください。

受注者は、処分場に残土を持ち込みたいときは、あらかじめ処分場の現地事務所(「事業所」といいます)に電話で希望日や数量を伝え、伝票用紙を請求してください。

2. 残土処分場で扱う
建設残土とは

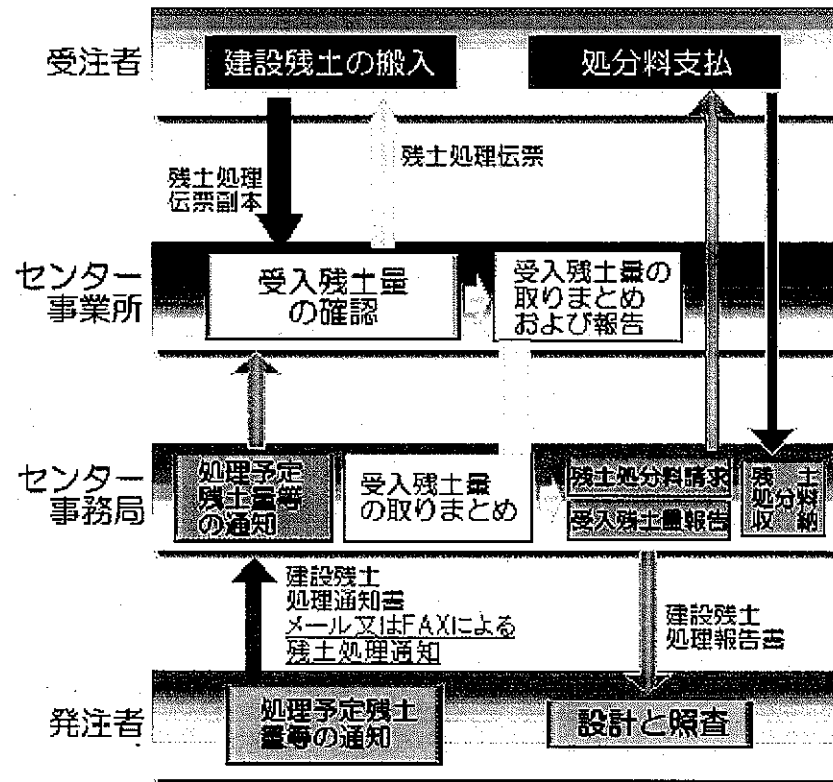
3. 建設残土処分場の
所在地

4. 残土処分場を
利用するには

5. 処分場設置と
地域協力

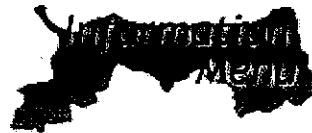
トップページ

建設技術センター
トップページ



👉 お申し込み方法(クリック)

- ▶ 受付時間 8:30 ~ 17:00
- ▶ 休所日 土曜、日曜、及び祝祭日及び年末年始



5. 処分場設置と地域協力

1. 建設残土の
安全な処理と
有効な活用

処分場として盛土すると広い平地が出来、工場敷地に使われたり圃場整備や広場造成などにも役立っています。

⇒ 処分場に使う土地は、借地をお願いすることとしています。
2. 残土処分場で扱う
建設残土とは

もちろん、地域の生活環境を損なったり、土砂流出による災害を起こしたりすることのないよう地元部落と協議しながら交通安全対策や防災工事を実施しています。
3. 建設残土処分場の
所在地
4. 残土処分場を
利用するには
5. 処分場設置と
地域協力

